## 金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

改正案	現行
Ⅷ 監督上の評価項目と諸手続(有価証券等仲介業務)	Ⅷ 監督上の評価項目と諸手続(有価証券等仲介業務)
Ⅷ-1 業務の適切性(有価証券等仲介業務)	Ⅷ-1 業務の適切性(有価証券等仲介業務)
Ⅷ-1-4 顧客に対する勧誘・説明態勢	Ⅷ−1−4 顧客に対する勧誘・説明態勢
(1) 基本的留意事項	(1) 基本的留意事項
(2) 勧誘・説明態勢に関する主な着眼点	(2) 勧誘・説明態勢に関する主な着眼点
①~⑫ (略)	①~⑫ (略)
③ 契約締結前の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の	(新設)
電磁的方法による提供に係る留意事項	
イ. 仲介業者等府令第95条第1項第3号口に規定する「相手	
方金融機関との間に資本関係」「がある場合にあっては、そ	
の旨」については、当該相手方金融機関の金融サービス提	
供法施行令第30条第2項に規定する親法人等、同条第3項	
に規定する子法人等又は仲介業者等府令第 42 条第3号に	
掲げる者であって、金融サービス提供法施行令第30条第2	
<u>項各号若しくは同条第3項各号のいずれかに該当するもの</u>	
に該当する場合に、資本関係がある旨を提供する。	
口. 仲介業者等府令第95条第1項第3号口に規定する「相手	
方金融機関との間に」「人的関係がある場合にあっては、そ	
<u>の旨」については、合理的と認められる一定の時点におい</u>	
て役職員が兼職している場合に、人的関係がある旨を提供	
<u>する。</u>	
<u>ハ. 仲介業者等府令第 95 条第 1 項第 3 号口に規定する「それ</u>	
により当該相手方金融機関と顧客との利益が相反するおそ	
<u>れがある」「理由」については、例えば、当該資本関係があ</u>	

	20
改正案	現行
<u>る会社の収益となることによりグループ全体の利益となる</u>	
旨や当該人的関係がある会社の収益となる旨を提供するこ	
<u>とが考えられる。</u>	
二. 仲介業者等府令第 95 条第 1 項第 3 号ハに規定する「相手	
方金融機関において行われるその部署又はその役員若しく	
は使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益	
証券の売買その他の取引を行った場合に特別の評価を行う	
<u>こととしているとき」とは、例えば、恒常的又は特定の期</u>	
間において、当該投資信託受益証券の売買その他の取引を	
した場合に、他の投資信託受益証券の売買その他の取引を	
<u>する場合と異なる追加的な評価を行っているものと認めら</u>	
れる業績評価体系となっているとき等がこれに該当するも	
のと考えられる。	
ホ. 仲介業者等府令第 95 条第 1 項第 3 号イからハまでに規定	
<u>する「利益が相反するおそれがある旨」については、イか</u>	
<u>らハまでの事項が複数ある場合は、利益が相反するおそれ</u>	
<u>がある旨をまとめて提供することで差し支えないものとす</u>	
<u>る。</u>	
④ 利益相反のおそれがある行為における説明に係る留意事	(新設)
<u>項</u>	
ー イ. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 26 号口及び同項第 27	
号口に規定する「金融サービス仲介業者との間に資本関係」	
「がある場合にあっては、その旨」については、当該金融	
サービス仲介業者の金融サービス提供法施行令第 30 条第	
2項に規定する親法人等、同条第3項に規定する子法人等	

改正案	現行
又は仲介業者等府令第 42 条第3号に掲げる者であって、金	
融サービス提供法施行令第 30 条第2項各号若しくは同条	
第3項各号のいずれかに該当するものに該当する場合に、	
<u>資本関係がある旨を説明しているか。</u>	
口. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 26 号口及び同項第 27	
号口に規定する「金融サービス仲介業者との間に」「人的関	
係がある場合にあっては、その旨」については、合理的と	
認められる一定の時点において役職員が兼職している場合	
<u>に、人的関係がある旨を説明しているか。</u>	
ハ. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 26 号口に規定する「そ	
れにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反	
<u>するおそれがある」「理由」については、例えば、当該資本</u>	
関係のある会社の収益となることによりグループ全体の利	
益となる旨や当該人的関係を有する会社の収益となる旨を	
<u>説明しているか。</u>	
二. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 27 号口に規定する「そ	
れにより当該行為を行う金融サービス仲介業者と顧客との	
利益が相反するおそれがある」「理由」については、例えば、	
<u>当該資本関係のある会社の収益となることによりグループ</u>	
全体の利益となる旨や当該人的関係を有する会社の収益と	
<u>なる旨を説明しているか。</u>	
ホ. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 26 号ハに規定する「金	
<u>融サービス仲介業者において行われるその部署又はその役</u>	
<u>員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資</u>	
<u>信託受益証券に関する金融サービス仲介行為を行った場合</u>	

改正案	現行
<u>に特別の評価を行うこととしているとき」とは、例えば、</u>	
恒常的又は特定の期間において、当該投資信託受益証券に	
関する金融サービス仲介行為をした場合に、他の投資信託	
受益証券に関する金融サービス仲介行為をする場合と異な	
<u>る追加的な評価を行っているものと認められる業績評価体</u>	
<u>系となっているとき等がこれに該当するものと考えられ</u>	
<u>る。</u>	
(注)本⑭ホ.及び下記⑭へ.の「特別の評価を行うことと	
しているとき」に該当しない場合(仲介業者等府令第 111	
条第1項第26号ハ及び同項第27号ハに掲げる事項の提供	
<u>が求められない場合)であっても、業績評価体系の内容に</u>	
<u>よっては金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反する</u>	
おそれがある場合があり得ることから、Ⅲ−2−5に規定	
する主な着眼点に係る必要な検証を行うことに留意する。	
へ. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 27 号ハに規定する「金	
<u>融サービス仲介業者において行われるその部署又はその役</u>	
<u>員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資</u>	
<u>一任契約の締結の媒介を行った場合に特別の評価を行うこ</u>	
ととしているとき」とは、例えば、恒常的又は特定の期間	
<u>において、投資一任契約の締結の媒介を行った場合に、他</u>	
<u>の投資一任契約の締結の媒介を行う場合と異なる追加的な</u>	
<u>評価を行っているものと認められる業績評価体系となって</u>	
<u>いるとき等がこれに該当するものと考えられる。</u>	
ト. 仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 26 号イからハまで及	
び同項第27号イからハまでに規定する「利益が相反するお	

改正案	現行
それがある旨」については、例えば、各号におけるイから	
<u>ハまでの事項が複数ある場合は、利益が相反するおそれが</u>	
<u>ある旨をまとめて説明することで差し支えないものとす</u>	
<u>る。</u>	
(3) 監督手法・対応	(3)監督手法・対応